



令和7年12月10日

相楽広域行政組合議会議員

岡本 篤

神田 高宏

岡田 三郎

令和7年第2回相楽広域行政組合議会定例会について

11月27日（木）にそうらく衛生センター会議室において、令和7年度第2回相楽広域行政組合議会定例会が開催されましたので、報告します。

【議題】

1. 会議録署名議員の指名（木津川市議 森本議員、西山議員）

2. 会期の決定：本日1日限り

3. 一般質問

（1）高岡伸行（木津川市）「相楽会館立替事業後の利用率向上は」

①新庁舎での休日応急診療所、消費生活センターの更なる利用率向上に向けた住民周知の工夫や広報は。

②新庁舎のネーミングについて、子どもたちにもわかりやすく、なじみやすいネーミングにする考えは。

（答弁）

①相楽会館は以前から各市町村において広報誌やホームページ等で活動などについて広く周知してきた。相楽休日応急診療所については、相楽圏域の病院や個人医院で、啓発グッズの配架など、様々な機会で活動を広く周知してきた。引続き利用率向上のため、構成市町村とも連携し、広報活動を推進していきたい。

②現在の施設名である組合規約に位置付けされている「相楽会館」は残しつつも、通称名を募集することや、施設名を見ただけでどのような施設であるかを分かっていたくためにも、明瞭で明快な施設である事が必要と考えており、名称のあり方についても幅広く検討していく。

（2）西山幸千子（木津川市）

「相楽会館の立替えについて」

①休日応急診療所、消費生活センター、聴言センターの重大な個人情報の管理や安心した診療や相談に配慮した設計になっているのか。

②新相楽会館の場所は浸水想定区域となっている。重要書類や電源喪失を考えると一部2階建てにすべきでは。

③「福祉センター相楽会館」の位置づけから、女性用トイレの数と「だれでもトイレの利用のしやすさ」を考慮されているか。

「相楽地域の拠点としての情報発信を」

①当組合のホームページをリニューアルすべきでは。

②事務局職員の定数5人の増員が必要では。

（答弁）「相楽会館の立替えについて」

- ①新庁舎の設計については、京都技術サポートセンターに委託し、専門的な知見のもと助言指摘をいただきながら進めている。又、相楽消費生活センターはもとより休日応急診療所に関わる相楽医師会や相楽薬剤師会、相楽聴覚言語障害センターなど関係機関と協議し設計に反映するようにしてきている。
- ②木津川の堤防決壊と氾濫の可能性は低いことの想定で設計を行っているが、書類の一部は「そうらく衛生センター」に保管、また新庁舎の屋根裏収納を使用することで万一来に備える。
- ③労働安全衛生規則に定められている数以上の女性・男性トイレを設置予定。多目的トイレも設置予定で、すべての人が利用しやすいトイレとしている。

「相楽地域の拠点としての情報発信を」

- ①平成 10 年度からホームページの開設し、数回リニューアルを行い可能な限り職員がタイムリーに情報発信に努めてきた。近年はホームページのリニューアルまで進んでいない。今後の課題と認識している。
- ②現在事務職職員は 3 人、週 4 日や週 3 日、週 2 日などのパートタイマー会計年度任用職員と合わせ、合計 7 人となっている。今後、共同処理する事務の追加などがあれば職員態勢も合わせて検討していく。

(3) 岡本正意 (和束町) 「火葬場に関する施策について」

- ①令和 7 年 3 月 28 日付で「火葬場に関する施策についての提言書」が議会から提出されている。組合としての今後の対応と考えは。
- ②組管管内に火葬場がなく、住民の火葬費用が多額になっている現状をどう考えているのか。また、負担軽減の考えは。

(答弁)

- ①この提言を受けて、令和 7 年 4 月 22 日開催の理事会において、相楽地域 5 市町村としては、火葬場は建設しないという方針を決定した。その理由として建設費が多額であり、将来世代に大きな債務負担を残す可能性があることや、推計として 2040 年に死亡者数がピークを迎えること、また近隣には、奈良市斎場宇治市斎場、飯盛斎場などが設置されていることなどがある。
- ②住民の負担軽減の施策については、本組合の共同処理する事務の範囲外なので答弁は差し控える。

(4) 土岐太郎 (南山城村) 「各計画について」

- ①生活排水処理基本計画の数値目標が明確にされていないように思うがなぜか。各市町村の現在の進捗状況は。
- ②し尿・浄化槽汚泥の処理計画の数値目標が明確にされていないように思うがなぜか。現在の進捗状況は。

(答弁)

- ①生活排水処理基本計画は、一般廃棄物、生活排水の排水抑制及び適正処理を進めるための基本的な方向性を定める計画で、令和 6 年度に策定したものである。数値目標は、資料編に令和 21 年度までの数値目標の将来予測等を示している。し尿・浄化槽汚泥合算人口の令和 6 年度の実績と計画の数値では、和束町及び精華町は実績が計画数値を上回っており、木津川市、笠置町、南山城村は実績が計画を下回っている。
- ②処理計画の数値目標は、資料編に令和 21 年度までの数値目標の将来予測等を示している。し尿・浄化槽の搬入量の実績と計画の数値は、木津川市、和束町、精華町は、実績が計画の数値を上回っており、笠置町、南山城村は実績が計画の

数値を下回っている。

4. 報告第1号「令和6年度相楽広域行政組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」

《内容》 事業名 相楽会館立替事業 翌年度繰越額 23,792,000 円

【結果】 全員賛成承認

5. 同意第3号 相楽広域行政組合公平委員会委員の選任について

《内容》 公平委員会委員 子谷朝子委員の任期が本年12月26日に満了するので、同委員を再任するため、同意を求めるもの。

【結果】 全員賛成同意

6. 認定第1号「令和6年度相楽広域行政組合一般会計歳入歳出決算認定について」

歳入 予算現額 321,002,000 円 ⇒ 収入済額 322,848,749 円

歳出 予算現額 321,002,000 円 ⇒ 支出済額 291,140,365 円

歳入歳出差引残額 31,708,384 円

《主な特徴》

- ・歳入関係 相楽会館の建替えに伴う相楽会館建替経費分担金 31,960,000 円を構成市町村に新たに負担いただいたこと、休日応急診療所分担金が新型コロナウイルス禍から通常ベースの診療報酬収入となり、分担金を負担いただいたことから分担金全体で 53,343,054 円増加した。
歳入総額で前年度より 29,163,820 円 9.9% 増加した。
- ・歳出関係 総務費は相楽会館経費の建替関係経費の増加で、前年より 10,437,444 円 26.2% の増加となった。
衛生費は休日応急診療所運営に関する経費が受診者の減少により、前年より 4,066,162 円 14.9% の減少となった。
歳出総額で前年度より 11,813,330 円 4.2% 増加した。

《主な質疑》

- （質問） 監査委員の年額報酬（1万2千円）が金額的に低いのではないか、見直すべき時期ではないか。
（答弁） 管内の一部事務組合でも同様の質疑があり、情報共有している。今後検討し、引き続き調整していく。
- （質問） そうらく衛生センター長期包括的運営業務へのモニタリングが必要な理由は。
（答弁） 要求水準どおり適正に履行されているか、専門的知見のある第三者からの評価を得て組合として履行確認している。
- （質問） 令和6年度は、年間の受診者数が1,099人で前年度の1,519人と比べ、約400人の減少となっている。その理由と、診療所の態勢維持の懸念はないか。
（答弁） 受診者の減少は、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ、普通のクリニックでも診察できるようになったことなどが理由である。態勢については、開業医からエントリーしており、年に1人から2人の新しい医師が入る。減少の見込みだが、新規開業される医師もおられ特に問題はない。
- （質問） 令和6年度中にし尿くみ取り手数料の改定がなされた。計量の信用性の向上など透明性の確保についてどう取り組んでいるか。
（答弁） し尿の計量の検証ですが、各家庭からくみとられたし尿の量は、バキュー

ーム車の重量をトラックスケールで計量している。当然誤差はあるが、少ないパーセンテージで大きな差異はない。

○（質問）今後、し尿くみ取り手数料の改定は。

（答弁）今後の料金改定は、概ね令和7年での改定だが、料金改定は適正に算出し、業者と協議を進めていきたい。

【結果】全員賛成認定

7. 議案第12号「相楽広域行政組合職員の給与に関する条例の一部改正する条例について」

《改正内容》 人事院勧告に伴う改正

相楽広域行政組合職員の給与を人事院勧告に基づいた給与改定を実施するため、関連する条例を改正するもの。

概算事業費 令和7年人事院勧告分 528（千円）

【結果】全員賛成可決

8. 議案第13号「相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」

《改正内容》 会計年度任用職員の給与について、京都府の最低賃金引き上げに対応するとともに、給与水準の均衡を保ち、人材確保の観点から支給水準を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

概算事業費 令和7年人事院勧告分 882（千円）

【結果】全員賛成可決

9. 議案第14号「令和7年度相楽広域行政組合一般会計予算補正予算（第1号）について」

《補正内容》 人事院勧告による給与改定及び休日応急診療所の運営に関する関係科目での、増額補正を行うもの。

補正の規模	補正前	433,000 千円
	補正額	1,410 千円（0.3%増）
	補正後	434,410 千円

補正予算の内容（報酬・給料・職員手当等・共済費 各合計額）

○事務局運営共通費	704（千円）
○相楽会館立替事業経費	171（千円）
○休日応急診療所運営経費	77（千円）
○消費生活センター運営経費	458（千円）

【結果】全員賛成可決